

健長第3865号

令和4年1月6日

各高齢者福祉施設管理者 殿

山梨県知事 長崎 幸太郎



新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく
協力要請について（依頼）

日頃から、本県の高齢者福祉施策の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

本県と隣接する地域で新型コロナウイルス感染症のオミクロン株の市中感染が確認されたことを踏まえ、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、令和3年12月31日から令和4年1月31日までの間、感染に不安を感じる方に対し検査を受けることについて要請しているところですが、本県においてオミクロン株が確認されたことを踏まえ、別紙のとおり協力要請を改訂しましたので、貴施設職員の皆様へ周知いただくようお願いいたします。

なお、今回の改訂により、山梨県に在住の無症状者で感染に不安を感じる方は週1回、無料で抗原定性検査を受けることが可能となっております。検査可能な薬局は県ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

新たな変異株であっても感染防止対策は変わらないことから、引き続き、三密の回避やマスクの着用、手指消毒、定期的な換気など基本的な感染防止対策を徹底していただくようお願いいたします。

福祉保健部健康長寿推進課

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

e-mail : chouju@pref.yamanashi.lg.jp

FAX : 055-223-1469

・介護サービス振興担当

TEL : 055 (223) 1455

・介護基盤整備担当

TEL : 055 (223) 1451

無症状者に係る検査の受検要請について

本県において、新型コロナウイルス感染症のオミクロン株が確認されたことを踏まえ、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、感染の不安を感じる方は、次のとおり検査を受けることを要請します。

令和3年12月30日

(令和4年1月5日改訂、令和4年1月6日適用)

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 検査の対象等

(1) 対象地域 山梨県全域

(2) 対象者 発熱等の症状がない方で、感染の不安を感じる方(山梨県在住者。ワクチン接種の有無を問わない。)

※発熱等の症状がある方は本要請の対象外となるため、医療機関の受診または山梨県新型コロナウイルス感染症受診・相談センターへのご連絡をお願いします。

(3) 検査回数 週1回まで

(4) 費用 無料

2 検査の実施期間

令和3年12月31日(金)から令和4年1月31日(月)まで

※期間は今後の感染状況に応じて変更する可能性があります。

3 検査の種類

抗原定性検査

4 検査の実施場所

県が実施事業者として登録した薬局(詳細は県ホームページ※にて公開)

※ <https://www.pref.yamanashi.jp/koucho/coronavirus/muryoukensa.html>